平成２２年（フ）第２１８０号
札幌市東区東苗穂11条２丁目４番１号
債務者　村木　輝男
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８３７号
愛知県春日井市花長町１丁目５番地５
債務者　富山秀昌こと　鄭　　柄昌
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若山　哲史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月26日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７９４号
京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町541番地18　サンクタス鴨川別邸506号
債務者　金井　泰子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米澤　一喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７５９１号
大阪府枚方市船橋本町１丁目830番地
債務者　鏡畑　　淳
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木部　徹之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月31日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０１０号
名古屋市名東区八前３丁目607番地　ボイジャーイダカ203号
債務者　柴本　文晴
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　千尋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７１号
岐阜県大垣市林町５丁目52番地４　ドリームパレス７号室（旧　デルコ荘７）
債務者　元川裕子こと　趙　　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４１０号
長崎県長崎市香焼町118番地15、旧住所福岡県福岡市東区松田３丁目13番17号
債務者　森　　徹
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵口　純吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０５６号
札幌市中央区北２条西26丁目２番10号
債務者　中村　沙織（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井本　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月31日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３７５号
札幌市白石区北郷４条６丁目２番21号
債務者　表　　克義
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中辻　　峻
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８６号
北海道帯広市西２条北１丁目12番地２
債務者　吉田　秀樹
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月３日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
山形県村山市楯岡馬場17番10号
債務者　朴澤　淳一
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺弘行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１１５号
札幌市北区新川１条５丁目１―17　レオパレスサンブリッジⅧ207号室、住民票上の住所札幌市中央区南15条西10丁目１番20―203号
債務者　宿村　滋徳
1　決定年月日時　平成22年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　實重　洋祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１０号
秋田県横手市寿町８番21号
債務者　土田　徹夫
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　草薙　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
秋田地方裁判所横手支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２１５３号
北海道江別市中央町32番地の７　ハイツ327―３号室
債務者　家本　政則
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２１６号
札幌市豊平区月寒西４条５丁目１番10―3013号
債務者　納谷　澄子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０１１号
北海道江別市野幌若葉町30番地の28
債務者　池田　　稔
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０４２号
札幌市北区屯田５条２丁目４番11号　ダンディライオンスクエア201号
債務者　谷本　智代（旧姓高山）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部